

ID: 232

担当部署: 福祉課

処分の概要	利用の承認		
例規名 根拠条項	大河原町地域活動支援センター条例 第6条(第9条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	令和6年条例第3号		
【基準】	<p>第5条及び第6条の規定による。 (利用対象者) 第5条 センターの利用対象者は、次のとおりとする。 (1) 町内に住所を有する法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児で、満15歳以上の者 (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者 (利用の承認) 第6条 センターを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年9月25日	最終変更年月日	年 月 日